証券コード　4377
（発信日）2023年３月13日
（電子提供措置の開始日）2023年３月６日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町２０－１
株式会社ワンキャリア
代表取締役社長　宮下　尚之

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://onecareer.co.jp/ir/meeting-of-shareholders/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。銘柄名（ワンキャリア）又は証券コード（4377）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年3月28日（火曜日）午前10時
2．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル1階　TKPガーデンシティ渋谷　カンファレンスルームA
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3．目的事項
報告事項　第8期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、本招集ご通知に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://onecareer.co.jp/）及び前記東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大がありましたが、行動制限の緩和等から社会経済活動の正常化が進み、景気は持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化、金融資本市場の変動、物価高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

人材採用領域においては、有効求人倍率（季節調整値）は2022年12月には1.35倍となり、人材需要は継続して堅調な回復を見せております。また新型コロナウイルス感染症の影響で増えたオンラインでの採用活動が、企業の採用プロセスとして定着したことにより、企業の採用DXへの需要は堅調に推移しております。

このような環境の中、当社は積極的な法人向けの広告宣伝活動等で新規取引先との接点を増やし、求人掲載サービスの販売に繋げました。また、当社の動画配信サービスは、昨年度よりも配信枠数を増やし、企画を多様化することで企業の潜在ニーズを掘り起こし、積極的に契約を獲得いたしました。さらに当事業年度からは、ワンキャリアクラウドシリーズのスカウトサービスをリリースし、販売パートナーの募集を開始するなど、新規取引先の開拓に注力しております。

当事業年度において会員数は1,270千人（前期比298千人増）、法人取引累計社数は1,853社（前期比833社増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,839,721千円（前期比45.5％増）、営業利益619,002千円（前期比46.6％増）、経常利益622,133千円（前期比58.1％増）、当期純利益446,099千円（前期比66.3％増）となりました。

なお、当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

（注）法人取引累計社数について、前事業年度まで契約社数で集計しておりましたが、取引実態をより明確に示すことを目的として、当事業年度よりサービス提供社数で集計しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は110,146千円で、主なものは採用DXを推進する「ONE CAREER CLOUD」等に係るソフトウエア開発97,874千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第５期 (2019年12月期)	第６期 (2020年12月期)	第７期 (2021年12月期)	第８期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	952,735	1,330,928	1,951,617	2,839,721
経常利益(千円)	9,070	72,264	393,488	622,133
当期純利益または当期純損失（△）(千円)	△1,193	68,434	268,173	446,099
１株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失（△）(円)	△0.24	13.69	51.92	77.44
総資産(千円)	886,096	1,293,949	2,745,787	3,316,210
純資産(千円)	50,173	118,608	1,849,157	2,295,000
１株当たり純資産額(円)	10.03	23.72	321.00	398.40

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．2021年６月７日を基準日として、2021年６月８日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行いましたが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する人材ビジネス業界は、およそ10兆円の市場規模があると想定しております。しかし、その大半は労働集約型の旧態依然としたビジネスモデルによって成り立っています。近年、少子高齢化による「労働力人口の減少」、働き方改革の影響による「働き方の多様化」、終身雇用崩壊による「雇用の流動化」といった急速に変化する社会の流れを受けて、顧客のニーズや課題感にも変化が生まれつつあります。「労働生産性の向上」や「働く人々の満足度の向上」といった新しい課題に順応するため、HR（Human Resource：人的資材）マーケットにおいてもDX推進が求められ、特にHRTech領域に注目が集まっています。労働生産性の向上が求められることにより、今後の企業の採用戦略が大きく変容していくと認識しております。

当社の「キャリアデータプラットフォーム」で実現しているキャリアデータの透明化に加え、ワンキャリアクラウドシリーズの各サービスは採用DXを促進し、企業の採用活動・人事業務の負担削減に役立つため、企業側の限られた採用予算で効率的に求職者の採用を行うことが可能なサービスであると考えております。

加えて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインでのコミュニケーションに特化した採用サービスに引き続き高い需要があります。当社が提供する採用動画配信サービスにおいても、オンライン企業説明会経由での企業求人への申込者数が伸びており、求職者からの需要も高まっております。

このように当社は、市場の拡大・変化及び競合企業の増加等の経営環境の変化に対応すべく、様々なサービスを創出し、社会的需要に合致した事業戦略で持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

①新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社は、創業以来、HRマーケットにおいて様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加やUI/UXの改善に加え、企業のニーズを的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、「キャリアデータプラットフォーム」におけるキャリアデータの拡充と、保有するキャリアデータを活用することで採用活動を効率化できる「採用DX支援サービス」の新規機能開発に注力していくことで、新規顧客基盤の拡大を目指す方針であります。

②優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、システムの開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保並びにその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、新卒・中途の両方において、積極的な採用活動を実施し、当社のミッションに共感を持つ人材の採用を行ってまいります。人材の育成に関しては、採用した人材のオンボーディング施策（入社後の定着施策）を強化し、定着率を向上させるとともに、一人ひとりが強みを活かして活躍ができるように、研修・教育の強化、組織体制の強化及び最適な人員配置を実施してまいります。

③認知度の向上

当社では、これまで主に求職者会員の獲得を目的としてWEBマーケティングを活用した広告宣伝活動を行ってきました。一方で、新聞、テレビ等の大規模なマスメディア向け広告を打ち出しておらず、法人顧客からの当社の認知度はまだ大手の同業他社と比較して高くありません。既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るに当たり、当社ブランドのより一層の認知度向上とブランド力強化が重要であると認識しております。こうした背景から、これまで求職者会員獲得を主目的とした広告宣伝活動を行ってきた中で、当事業年度からは法人顧客開拓のためにも広告宣伝への投資を開始しておりますが、今後も積極的なPR活動を実施し、キャリアデータのプラットフォーマーとして確立した当社ブランドの、認知度の向上を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大、持続的な成長をするためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社では、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社はキャリアデータプラットフォーム事業を展開しております。

キャリアデータプラットフォーム事業の内容は以下のとおりであります。

採用DX支援サービス	
・求人メディア	企業の魅力を伝え、母集団形成を行うことが可能なサービス。新卒採用支援メディア「ONE CAREER」への求人広告を掲載する求人掲載と企業の採用に関する会社説明を動画で配信するサービスのほか、母集団形成を補うターゲティングメールなどのオプションサービスを提供。
・採用ソリューション	当社保有のデータを活用したサービス。学生や競合他社の動向を企業の採用活動に反映させることが可能。
その他のサービス	
・マーケティングアライアンス	「ONE CAREER」の求職者会員を他のHRサービスなどのアライアンスパートナーに送客し、成果発生件数に応じて収益を得る成果報酬制サービス。
・中途採用事業	中途採用支援メディア「ONE CAREER PLUS」へ求人広告の掲載や、企業への人材紹介を提供するサービス。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

本　　社	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120（105）	43名増（8名増）	29.2歳	1.9年

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターン生を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3．従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、継続的な事業成長に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	97,440千円
株式会社みずほ銀行	59,990
株式会社常陽銀行	13,574

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年３月29日開催の第７期定時株主総会における承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

また、当社は、2022年５月９日付で、資本金732,240,840円のうち、722,240,000円を減少し、10,000,840円といたしました。

2．株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,760,600株（うち自己株式126株）

(3) 株主数　1,562名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮下尚之	3,637千株	63.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	338	5.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	304	5.28
長澤有紘	200	3.47
特定金外信託受託者　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	104	1.82
野村信託銀行株式会社（投信口）	104	1.82
株式会社ＳＢＩ証券	67	1.17
ＵＢＶ　Ｆｕｎｄ－Ｉ投資事業有限責任組合	50	0.87
ＢＮＹＭ　ＳＡ／ＮＶ　ＦＯＲ　ＢＮＹＭ　ＦＯＲ　ＢＮＹＭ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＴＳ　Ｍ　ＩＬＭ　ＦＥ	41	0.73
楽天証券株式会社	38	0.66

（注）1．上記の当社代表取締役社長宮下尚之の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社MTMが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
2．持株比率は自己株式（126株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2017年12月25日	2019年9月30日
新株予約権の数		24,500個	32,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 122,500株 (新株予約権１個につき 5株)	普通株式 162,500株 (新株予約権１個につき 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 500円 (１株当たり 100円)	新株予約権１個当たり 2,000円 (１株当たり 400円)
権利行使期間		2019年12月26日から 2027年12月24日まで	2021年10月1日から 2029年9月29日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 2名（注）4	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 75,000株 保有者数 2名（注）4
	社外取締役（監査等委員を除く。）	－	－
	取締役（監査等委員）	－	－

(注) 1．社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

2．2021年６月８日付で行った１株を５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3．新株予約権の行使等に関する条件

①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。

②新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）又はは当社の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利

行使基準期間」とは、参画日から２年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

(1) 権利行使基準期間が２年未満の場合	零
(2) 権利行使基準期間が２年以上３年未満の場合	割当予約権数の２分の１までの個数
(3) 権利行使基準期間が３年以上４年未満の場合	割当予約権数の４分の３までの個数
(4) 権利行使基準期間が４年以上の場合	割当予約権数までの個数

４．取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものです。

		第３回新株予約権
発行決議日		2020年12月28日
新株予約権の数		29,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　149,000株 (新株予約権１個につき　5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　8,500円 (１株当たり　1,700円)
権利行使期間		2022年12月29日から 2030年12月27日まで
行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数　6,000個 目的となる株式数　30,000株 保有者数　2名
	社外取締役（監査等委員を除く。）	－
	取締役（監査等委員）	－

(注) １．社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

２．2021年６月８日付で行った１株を５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．新株予約権の行使等に関する条件

①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。

②新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）又は当社の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利行使基準期間」とは、参画日から２年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

(1)　権利行使基準期間が２年未満の場合　　零
(2)　権利行使基準期間が２年以上の場合　　割当予約権数までの個数

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮下　尚之	
取締役副社長	長澤　有紘	
取締役	北野　唯我	最高戦略責任者、経営企画部長
取締役	高木　新平	株式会社ニューピース　代表取締役 株式会社シックスカレー　代表取締役社長 一般社団法人Public Meets Innovation　理事
取締役 （常勤監査等委員）	野村　有季子 （戸籍名：馬場有季子）	
取締役 （監査等委員）	美澤　臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社　代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル　社外監査役 株式会社ザッパラス　社外取締役 JIG-SAW株式会社　社外取締役監査等委員 Kudan株式会社　社外取締役監査等委員
取締役 （監査等委員）	高橋　治	シティライツ法律事務所

（注）1．取締役高木新平氏及び取締役（常勤監査等委員）野村有季子氏並びに取締役（監査等委員）美澤臣一氏及び高橋治氏は、社外取締役であります。
2．取締役（常勤監査等委員）野村有季子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．取締役（監査等委員）高橋治氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な法律知識を有しております。
4．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、野村有季子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
長澤　有紘	取締役副社長　経営管理部長	取締役副社長	2022年３月29日
野村有季子	―	社外取締役　常勤監査等委員	2022年３月29日
美澤　臣一	社外監査役	社外取締役　監査等委員	2022年３月29日
高橋　治	社外監査役	社外取締役　監査等委員	2022年３月29日
木村　智明	常勤社外監査役	（退任）	2022年３月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高木新平氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	118百万円 (3)	118百万円 (3)	－	－	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	－	－	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	2 (2)	2 (2)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	133 (18)	133 (18)	－	－	8 (5)

（注）1.監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

2.2022年３月29日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含めております。

3.監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2019年12月18日開催の臨時株主総会において、年額150百

万円以内（決議日時点における取締役の員数は３名（うち社外取締役１名））、監査役は、年額20百万円以内（決議日時点における監査役の員数は１名）と決議しております。

4.監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年３月29日開催の第７回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）と決議しております。決議日時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は４名（うち社外取締役１名）であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年３月29日開催の第７回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。決議日時点の取締役（監査等委員）の員数は３名であります。

5.取締役（監査等委員を除く。）の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長宮下尚之に決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。当事業年度の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の内容は、当該委任に基づき代表取締役社長宮下尚之が、取締役会にて決議された決定方針に則り、事前に監査等委員会に諮問し答申を得た上で、役割、役位、職責に応じ、他社水準や当社の業績を考慮し、総合的に勘案して決定しており、当社取締役会は、決定方針に沿うものと判断しております。

ロ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年３月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a.　基本報酬に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会において決議された限度額の範囲内で、役割、役位、職責に応じ、他社水準や当社の業績を考慮し、総合的に勘案して決定する。

b.　業績連動報酬等に関する方針

現時点では導入しないが、今後必要に応じて検討する。

c.　非金銭報酬等に関する方針

現時点では導入しないが、今後必要に応じて検討する。

d.　報酬等の割合に関する方針

月例の固定報酬のみとする。

e.　報酬等の付与の時期又は条件に関する方針

毎年3月の定時株主総会後に支給額を改定し、翌月4月より決定した年間報酬額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うこととする。

f.　報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長宮下尚之に決定を委任する。当該権限が適切に行使されるよう、事前に監査等委員会に諮問し答

申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。

ハ．その他

当社は、2023年２月24日開催の取締役会において、本株主総会にお諮りしている第２号議案を承認いただくことを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会及び監査等委員会において審議し、答申を受けております。

新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定する。

なお、監査等委員でない取締役の報酬に関する事項については、過半数を独立社外取締役（監査等委員1名を含む）で構成する任意の指名・報酬委員会及び監査等委員会において事前に審議し、取締役会に答申し、取締役会において決定する。

２．監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。但し、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず、経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成する。

①固定報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、各取締役の役位（期待される役割及び責任）に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

②株式報酬

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意

欲を従来以上に高めるために、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬として、譲渡制限付株式を付与することとし、期待される役割及び責任に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて取締役会の決議により各取締役の個人別の割当株式数を決定する。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合並びに取締役会が決定した条件に該当する場合に解除する。

③個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬と株式報酬の割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、当社と同程度の事業規模の企業や同種の事業を営む企業の報酬水準等を考慮しつつ、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて合理的と考えられる範囲内で設定する。

3．監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場であることを考慮して固定報酬のみで構成する。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定する。

4．報酬等を与える時期又は条件

固定報酬については、毎年3月の定時株主総会後に支給額を改訂し、翌月４月より決定した年間報酬額を12分割した額を１年間にわたり毎月同額支払うこととする。

株式報酬については、株式報酬制度で定められた条件並びに時期に則って原則として年1回付与する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、株式会社シックスカレーの代表取締役社長及び一般社団法人Public Meets Innovationの理事であります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しております。当事業年度の取引額は、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の1%未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。これ以外に、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役、株式会社フロンティアインターナショナルの社外監査役、株式会社ザッパラスの社外取締役、JIG-SAW株式会社の社外取締役監査等委員及びKudan株式会社の社外取締役監査等委員であります。同氏が社外監査役を務める株式会社フロンティアインターナショナルとの間には取引関係が存在しております。当事業年度の取引額は、当社と株式会社フロンティアインターナショナルのそれぞれの総売上高の1%未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。これ以外に、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）高橋治氏は、シティライツ法律事務所の所員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 高木　新平	取締役会　14回中14回 (100%)	出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (常勤監査等委員) 野村　有季子	取締役会　10回中10回 (100%) 監査等委員会　10回中10回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、同氏に期待される財務・会計全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 美澤　臣一	取締役会　14回中14回 (100%) 監査役会　4回中4回 (100%) 監査等委員会　10回中10回 (100%)	出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、事業会社での多くの企業支援業務を通じた幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 高橋　治	取締役会　14回中14回 (100%) 監査役会　4回中4回 (100%) 監査等委員会　10回中10回 (100%)	出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、弁護士として法務の専門的見地から適宜発言を行っており、同氏に期待される法務全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。

(注) 1. 当社は2022年3月29日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。このため、監査等委員会への出席状況は2022年3月29日以降の状況を記載しております。また、美澤臣一及び高橋治の両氏の取締役会への出席状況には、当該機関設計変更前における社外監査役としての出席回数を含めて記載しております。

2.野村有季子氏は、2022年3月29日の取締役就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する取締役会決議の内容は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。

2.監査等委員会は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

3.使用人の適切な執行を確保するため、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1.株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、社内役員会議議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき保存、管理する。

2.個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役に報告する。

2.執行役員は各業務執行部門を指揮し、経営管理部と連携を保ち社内規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、速やかに取締役会に報告する。

3.取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

④取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

1.「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

2.「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

3.経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じ

て所期の業績目標の達成を図る。
4.意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制
1.当社は、当社の企業倫理に従い自社の諸規程を定める。
2.各部門の担当取締役・執行役員は既存の諸規程に基づき、当社における業務の適正を確保する。
3.内部監査担当は、当社の業務の適正が確保されていることを監査し、代表取締役社長に報告する。
4.当社は、業務の適正化及び効率観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を継続的に図る。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
1.監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置する。
2.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に基づく職務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令から独立してこれを遂行する。
3.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の人事異動及び評価については、監査等委員会の同意を得て実施する。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
2.監査等委員会は、その判断に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
3.監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。
4.内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報又は報告を行った者に対し不利な取り扱いを行わない。
5.監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
6.監査等委員会は、内部監査担当との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長、及び監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

7.監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

⑧財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

1.当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓発を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

2.監査等委員会、内部監査担当、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

2.取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

3.警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2022年３月29日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員会は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部門の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,827,599**	**流動負債**	**882,365**
現金及び預金	2,657,882	買掛金	58,075
売掛金	110,515	一年内返済予定の長期借入金	32,160
棚卸資産	921	未払金	177,736
前渡金	11,247	未払費用	26,713
前払費用	47,028	未払法人税等	136,472
その他	3	契約負債	356,158
固定資産	**488,611**	預り金	10,860
有形固定資産	**88,624**	賞与引当金	11,080
建物	72,307	その他	73,108
工具、器具及び備品	16,316	**固定負債**	**138,844**
無形固定資産	**213,582**	長期借入金	138,844
ソフトウエア	96,144	**負債合計**	**1,021,209**
ソフトウエア仮勘定	117,437	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**186,404**	**株主資本**	**2,295,000**
投資有価証券	8,993	**資本金**	**10,000**
繰延税金資産	51,413	**資本剰余金**	**1,453,480**
敷金及び保証金	125,997	資本準備金	731,240
		その他資本剰余金	722,240
		利益剰余金	**831,880**
		その他利益剰余金	831,880
		繰越利益剰余金	831,880
		自己株式	**△361**
		純資産合計	**2,295,000**
資産合計	**3,316,210**	**負債純資産合計**	**3,316,210**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,839,721**
売上原価		**605,087**
売上総利益		**2,234,633**
販売費及び一般管理費		**1,615,630**
営業利益		**619,002**
営業外収益		**3,697**
雑収入	3,207	
その他	490	
営業外費用		**567**
支払利息	483	
為替差損	73	
その他	9	
経常利益		**622,133**
税引前当期純利益		**622,133**
法人税、住民税及び事業税		206,238
法人税等調整額		△30,204
当期純利益		**446,099**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	732,240	731,240	－	731,240	385,781	385,781	△106	1,849,157	1,849,157
当期変動額									
減資	△722,240		722,240	722,240				－	－
当期純利益					446,099	446,099		446,099	446,099
自己株式の取得							△255	△255	△255
当期変動額合計	△722,240	－	722,240	722,240	446,099	446,099	△255	445,843	445,843
当期末残高	10,000	731,240	722,240	1,453,480	831,880	831,880	△361	2,295,000	2,295,000

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	３年～15年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①採用DX支援サービス

当社が運営する新卒採用支援メディア「ONE CAREER」へ顧客が求人広告を掲載する際に、求人掲載料を得ております。求人掲載料については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

また、企業の採用に関する会社説明を動画で配信するオンライン動画サービスによる収益を得ております。オンライン動画サービスについては、当社が動画を製作し、配信を行った時点で履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。

②マーケティングアライアンス

「ONE CAREER」の求職者会員を他のHRサービスなどのアライアンスパートナーに送客し、成果発生件数に応じて収益を得ております。パートナーに送客し、パートナーの確認を得られた時点で履行義務が充足するものと判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

当該会計基準等の適用が当事業年度の計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

また、サービスを移転する前に顧客から受け取った対価は、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「前受金」としていましたが、当事業年度より流動負債の「契約負債」に表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

また、「8．金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記しておりました「貯蔵品」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より流動資産の「棚卸資産」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「貯蔵品」は41千円であります。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は266千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　51,413千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　23,540千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,760,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	126株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	434,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	17,549千円
未払事業税	16,617千円
減価償却超過額	6,305千円
賞与引当金	3,832千円
未払費用	2,845千円
敷金(資産除去債務)	2,251千円
ソフトウエア仮勘定	1,411千円
その他	2,851千円
繰延税金資産小計	53,664千円
評価性引当金	△2,251千円
繰延税金資産合計	51,413千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.4%
評価性引当額の増減	0.1%
税率変更による影響	△0.4%
租税特別措置法上の税額控除	△6.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は流動性リスクに晒されております。投資有価証券は、主に非上場株式であり純投資目的及び事業推進目的で保有しており発行企業体の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、経営管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。また、投資有価証券は、定期的に発行企業体の財政状態等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

2．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金にかかる支払金利の変動リスクを抑制するために、借入金の一部については金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

3．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注１）を参照ください。）また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「未払費用」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	125,997千円	125,310千円	△686千円
資産計	125,997	125,310	△686
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む。)	171,004	170,196	△807
負債計	171,004	170,196	△807

(注１) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4,993千円
投資事業有限責任組合への出資	4,000

(注２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	2,657,882千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	110,515	－	－	－
合計	2,768,398	－	－	－

(注) 敷金及び保証金については、償還予定を明確に把握できないため、上表に含めておりません。

(注３) 長期借入金（1年内返済予定を含む）の決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超10年以内
長期借入金(1年内返済予定を含む)	32,160千円	32,160千円	32,160千円	25,710千円	15,494千円	33,320千円
合計	32,160	32,160	32,160	25,710	15,494	33,320

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	125,310	－	125,310
長期借入金	－	170,196	－	170,196

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定を含む。）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱ニューピース	－	㈱ニューピースへの発注	ブランドコンサルティングサービスの発注（注）1	1,000	未払金	1,100
			当社商品の販売	採用DX支援サービスの販売（注）2	700	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱ニューピースへの発注については、事前に取締役会にて、経済合理性、価格の妥当性を評価し、相見積りを取得し総合評価を行った上で、取引承認決議を得ております。

2．採用DX支援サービスの販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、キャリアデータプラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度	合計
	キャリアデータプラットフォーム事業	
一時点で移転される財又はサービス	1,753,782	1,753,782
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,085,938	1,085,938
顧客との契約から生じる収益	2,839,721	2,839,721
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	2,839,721	2,839,721

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	89,191千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	110,515
契約負債（期首残高）	210,580
契約負債（期末残高）	356,158

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　398円40銭

(2) １株当たりの当期純利益　77円44銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月21日

株式会社ワンキャリア
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　上　卓　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　清　水　幸　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワンキャリアの2022年１月１日から2022年12月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月24日

株式会社ワンキャリア　監査等委員会
常勤監査等委員　野村有季子 ㊞
監査等委員　美澤臣一 ㊞
監査等委員　高橋　治 ㊞

（注）監査等委員 野村有季子、美澤臣一及び高橋治は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	宮下尚之（みやした たかし） （1985年4月5日）	2010年４月　マース ジャパン リミテッド入社 2010年７月　㈱トライフ設立、代表取締役 2015年８月　当社設立、代表取締役 2020年12月　当社代表取締役社長（現任）	3,637,500株
2	長澤有紘（ながさわ ありひろ） （1986年7月27日）	2011年４月　㈱イトクロ入社 2014年11月　㈱トライフ入社 2015年８月　当社設立、取締役 2020年12月　当社取締役副社長（現任）	200,000株
3	北野唯我（きたの ゆいが） （1987年8月21日）	2010年４月　㈱博報堂入社 2015年４月　ボストン コンサルティング グループ入社 2016年１月　㈱トライフ入社 2016年６月　当社入社 2019年１月　㈱レントヘッド設立　代表取締役 2020年１月　当社取締役最高戦略責任者、経営企画部長（現任）	－
4	高木新平（たかぎ しんぺい） （1987年10月18日）	2010年４月　㈱博報堂入社 2014年６月　㈱ニューピース設立、代表取締役（現任） 2017年11月　NOW㈱　クリエイティブアドバイザー（現任） 2018年10月　一般社団法人Public Meets Innovation 理事（現任） 2019年６月　㈱シックスカレー設立、代表取締役社長（現任） 2019年８月　NEWS合同会社　共同代表 2019年12月　当社社外取締役（現任）	12,500株

（注）1．取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、株式会社シックスカレーの代表取締役社長及び一般社団法人Public Meets Innovationの理事であります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しておりますが、当事業年度の取引額は、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の1%未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。それ以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．候補者宮下尚之氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

3．宮下尚之氏を取締役候補者とした理由は、当社創業以来一貫して当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役候補者として選任するものであります。

4．長澤有紘氏を取締役候補者とした理由は、創業から取締役として当社の社内の組織づくりを牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者として選任するものであります。

5．北野唯我氏を取締役候補者とした理由は、創業期から戦略立案・遂行の中心となり事業を牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者として選任するものであります。

6．高木新平氏は、社外取締役候補者であります。

7．高木新平氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場からの助言・提言を期待して、社外取締役候補者として選任するものであります。

8．高木新平氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。

9．当社と高木新平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

10. 代表取締役社長宮下尚之氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社MTMが所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。

11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者は当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。

12. 当社は、高木新平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年３月29日開催の当社第７回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち、社外取締役分10,000千円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内として設定すること及び各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が本株主総会時点の発行済株式総数に占める割合は0.25％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における本株主総会時点の発行済株式総数に占める割合は2.5％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社は2023年２月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「４．会社役員の状況（４）取締役及び監査役の報酬等ハ．その他」に記載のとおりでありますが、本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日に

おける東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数14,200株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到

来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

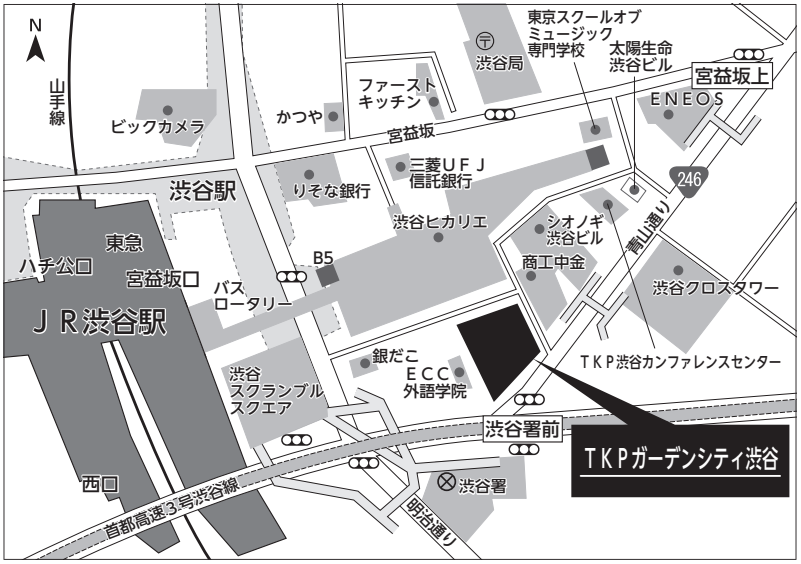
この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル１階
ＴＫＰガーデンシティ渋谷　カンファレンスルームＡ
電話番号　03-6418-1073



交通　▶ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
ハチ公口より徒歩３分
▶東京メトロ銀座線「渋谷」駅より徒歩３分
▶東京メトロ半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
Ｂ５番出口より徒歩５分
▶東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
Ｂ５番出口より徒歩５分